

【 調査レポート 】

県内在留外国人の動向

(要 旨)

- ・出入国在留管理庁の在留外国人統計によると、2021年12月末の沖縄県の在留外国人は1万8,535人で、新型コロナウイルス対策で入国を規制した影響などから前年末比1,304人(6.5%減)減少した。
- ・国籍・地域別ではベトナムが2,622人で最も多く、19年末以降、最多が続いている。次いで米国(2,518人)、中国(2,461人)、フィリピン(2,206人)、ネパール(1,885人)などの順となった。
- ・在留資格別では永住者が5,527人で最も多く、前年末比でも増加した。次いで技能実習(2,177人)、技術・人文知識・国際業務(2,067人)、日本人の配偶者等(1,921人)、留学(1,680人)の順となったが、特に留学の減少数が最も大きかった。
- ・技能実習の減少は2019年4月に新たに創設された「特定技能」への移行も影響している。「特定技能」は21年6月末の248人から22年同月末には689人となり、業種別では「飲食物品製造業(200人)」が最も多い。
- ・年齢・男女別では、19年末において男性、女性とも最も多かった20～24歳が20年以降は大きく減少している。20～24歳以外の年齢階級の在留外国人では大きな減少はみられず、コロナ禍で減少したのは20～24歳の在留外国人にほとんど集中したことになる。これらの年齢階級では「技能実習」や「留学」、「技術・人文知識・国際業務」が多く、入国制限が影響した。
- ・在留外国人は22年に入り徐々に入国制限が緩和されていることで、増加に転じている。当研究所で沖縄県の「推計人口」から22年8月末の在留外国人を試算した結果、2万951人と推計され、前年末比で2,416人程度増加していると思込まれる。
- ・総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で本県における在留外国人の人口移動をみると、20年1月から22年8月までの国内での移動は707人の転出超となり、一方、国外での移動は2,963人の転入超となった。
- ・世界中で経済活動再開の動きが加速するなか、外国人人材の必要性も更に高まってくると考えられることから、企業や行政による幅広い支援を続けながら、県民全体で、在留外国人が地域社会と一緒に作り上げていく仲間であるという意識をもつことが求められる。

(目 次)

1. はじめに
2. 国籍・地域別の在留外国人
3. 在留資格別の在留外国人
4. 年齢・男女別の在留外国人
5. 2022年の在留外国人の動向(22年8月末の推計)
6. 本県における在留外国人の国内外の移動状況
7. おわりに

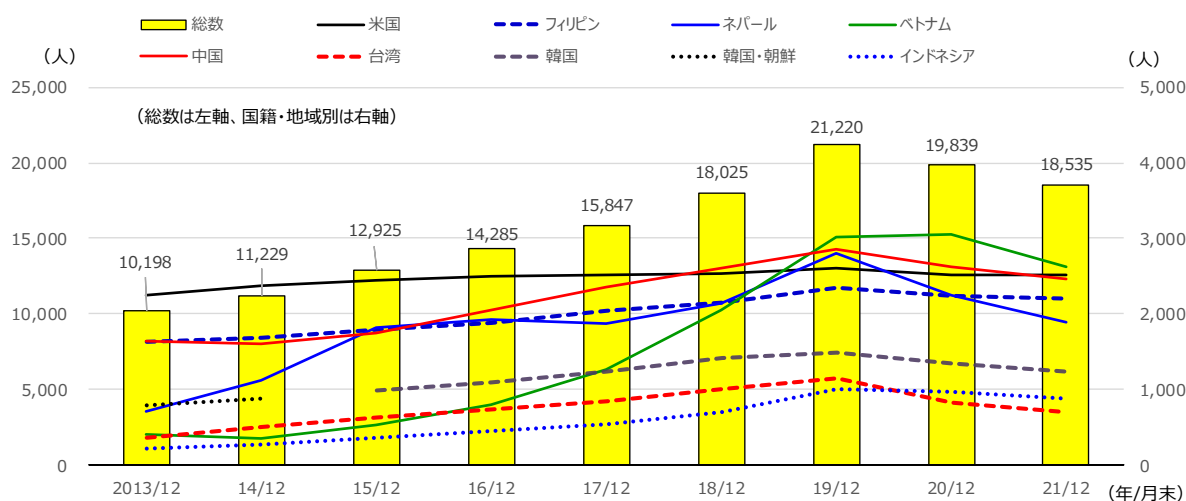
1. はじめに

出入国在留管理庁の「在留外国人統計」（2022年7月15日公表）によると、21年12月末現在の国内の在留外国人は276万635人となり、20年末（288万7,116人）に比べ12万6,481人（4.5%減）減少した。20年末は12年以来8年振りに前年末比で減少したが、新型コロナウイルス対策で外国人の入国を制限した影響を受け2年連続で減少となった。また沖縄県の在留外国人は1万8,535人で前年末比1,304人（6.5%減）の減少となった。同庁では、都道府県別の在留外国人の国籍・地域別、在留資格別、年齢・男女別のデータについても公表しており、これらのデータから21年12月末までのコロナ禍における本県の在留外国人の動向について取りまとめた。また、本県の「推計人口」より22年8月末の在留外国人の人数についても推計した。

2. 国籍・地域別の在留外国人

2021年12月末の本県の在留外国人は前述のとおり1万8,535人で、前年末比6.5%の減少となった（図表1、2）。国籍・地域別で見るとベトナムが2,622人で最も多く、在留外国人に占める割合は14.1%となり、19年末以降3年連続で最多となった。ただ前年末より432人（14.1%減）減少しており、減少数も最多となっている。次いで米国（米軍関係を除く）が2,518人（前年末比1人減、0.04%減）、中国が2,461人（同163人減、6.2%減）、フィリピンが2,206人（同29人減、1.3%減）、ネパールが1,885人（同362人減、16.1%減）となった。ベトナムについては技能実習生、ネパールについては、留学生を中心に増加を続けていたものの、20年以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のための入国制限の影響で、20年以降は大きく減少に転じた。また中国は15年頃から、インバウンドの増加に伴い、観光地等や行政機関等での語学ニーズの高まりがみられ、通訳や語学教師など技術・人文知識・国際業務の在留資格者を中心に増加を続け、18年末には米国を抜き最多となった。しかし新型コロナウイルス感染拡大によりインバウンド需要が消滅した影響を受け、20年以降は減少に転じ21年末には米国を下回っている。

図表1 在留外国人の総数および国籍・地域別人数（沖縄県）



（備考）韓国と朝鮮は2014年末までは合計した数字。米国には米軍関係を含まない。

（資料）出入国在留管理庁「在留外国人統計」

図表 2 在留外国人の総数および国籍・地域別人数（沖縄県：上位 10 位）

（単位：人、％）

	人 数						増 減 数	
	2019年12月末		2020年12月末		2021年12月末		19年末～21年末	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	19年	21年 (年間)
総数	21,220	100.0	19,839	100.0	18,535	100.0	▲ 2,685	▲ 1,304
1 ベトナム	3,023	14.2	3,054	15.4	2,622	14.1	▲ 401	▲ 432
2 米国	2,607	12.3	2,519	12.7	2,518	13.6	▲ 89	▲ 1
3 中国	2,852	13.4	2,624	13.2	2,461	13.3	▲ 391	▲ 163
4 フィリピン	2,348	11.1	2,235	11.3	2,206	11.9	▲ 142	▲ 29
5 ネパール	2,797	13.2	2,247	11.3	1,885	10.2	▲ 912	▲ 362
6 韓国	1,497	7.1	1,353	6.8	1,243	6.7	▲ 254	▲ 110
7 インドネシア	1,004	4.7	975	4.9	890	4.8	▲ 114	▲ 85
8 台湾	1,149	5.4	831	4.2	709	3.8	▲ 440	▲ 122
9 ブラジル	515	2.4	581	2.9	642	3.5	127	61
10 インド	346	1.6	329	1.7	338	1.8	▲ 8	9

（備考）米国には米軍関係を含まない。▲はマイナス。

（資料）出入国在留管理庁「在留外国人統計」

新型コロナウイルスの入国制限の影響を受け、多くの国籍・地域の在留外国人が減少する中で、2021年においては、米国とフィリピンについては減少率が比較的低く、ブラジルとインドは増加となった。米軍基地施設が存在することで、米軍及び軍属を対象にしたビジネスやサービスが多いことから、英語を母国語とする外国人が継続的に存在することは想像に容易い。21年12月末の県内の全在留外国人に対する米国人の割合は13.6%を占めており、全国平均（2.0%）と比較すると格段に大きい。米国は在留資格別の人数をみると「永住者」が1,101人で43.7%を占め、次いで「日本人の配偶者」が872人で34.6%となり、この2つの在留資格で全体の78.3%を占めている。またブラジルは増加基調が継続しており、年間61名増加し、21年12月末では642人と9番目に多かった。在留資格別の人数をみると「永住者」が381人と全体の59.3%となっており、次いで「定住者」が172人で26.8%と、この2つの在留資格で全体の86.1%を占めている。このように「永住者」や「定住者」など身分によって分類される在留資格については、通訳やエンジニア、技能実習など就労の活動内容によって分類されるものでないことから、前年同様にコロナ禍においても安定して推移したものと推察される。

3. 在留資格別の在留外国人

在留資格は外国人が日本に入国し在留することを認める資格であり、出入国管理法によりその外国人が行う活動内容や日本において有する身分・地位に応じて資格が付与されている。また在留資格ごとに、在留期間や活動内容が決められ、就労の条件を基準として、大きく以下の4つに分類することができる。

- ① 「永住者」や「日本人の配偶者等」日本人と同様に職種や業種を問わず働くことができ、活動に制限のない資格
- ② 「技術・人文知識・国際業務（技術者や通訳、語学教師など）」や「技能実習」、「教授」、「興行」など、一定の範囲内の職種や業種で就労が認められる資格
- ③ 「留学」や「家族滞在（就労資格等で在留する外国人の配偶者、子）」、「短期滞在」など就労が認められない資格

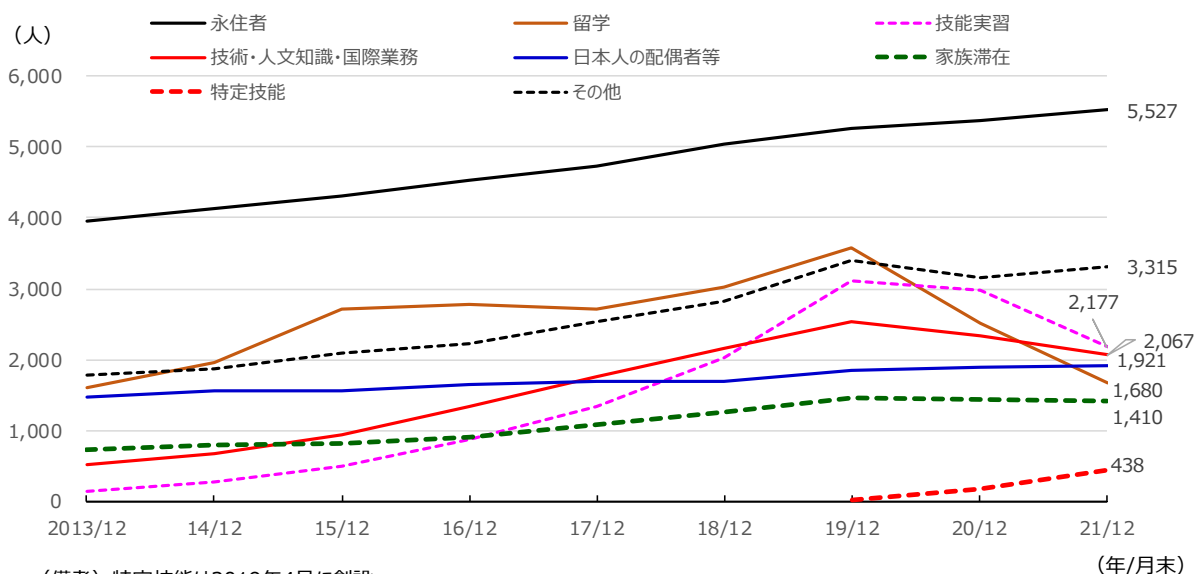
（ただし留学生等の場合は資格外活動許可を受ければ、一定の範囲内で就労が認められる）

④ 「特定活動（外交官等の家事使用人、ワーキングホリデーなど）」など、現在の在留資格に分類できない活動に従事する外国人のための資格

このほか第二次大戦前から居住している在日韓国・朝鮮人等の「特別永住者」としての在留資格がある。また外国人労働者の受け入れを拡大するため、2019年4月から農業や建設業、介護業、宿泊業、外食業などを対象とした在留資格として「特定技能」が創設された。

21年12月末の本県の在留外国人を在留資格別でみると、永住許可を受けた「永住者」が5,527人で最も多く、前年末比で152人増とコロナ禍においても増加を続けている(図表3)。永住者は通常、10年以上日本に住み、素行や資産、生計能力等の一定の条件を満たせば申請によって在留資格を得ることができるため、これまで様々な目的で来日した外国人が、他の在留資格から「永住者」に切り替える流れが続いていると考えられる。次いで「技能実習」が2,177人となったが、前年末比では801人の減少となった。この「技能実習」の減少は、20年以降新型コロナウイルス感染拡大防止の入国制限の影響を大きく受けているほか、19年4月に新たな在留資格として「特定技能」が創設され、その約6割が「技能実習」から移行したことも影響している。なお「特定技能」については後述するが、出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」の直近データ(22年6月末)によると、技能実習から特定技能への移行者は425人となり、前年同月末比で239人増加している。専門性の高い在留資格である「技術・人文知識・国際業務」は2,067人となり、インバウンドの大幅減に伴い通訳などを中心に同276人の減少となった。また「日本人の配偶者」は1,921人で同32人増加した。「留学」は1,680人で同824人減と在留資格別で最も減少数が大きかった。「留学」は19年末に3,580人と過去最高となったが、20年以降のコロナ禍において2年間で1,900人減少し、減少率では53.1%減と半減している。留学はネパール人が多く、留学の推移は前述したネパール人の推移と概ね同じ動きとなっている。以下「家族滞在」(1,410人、同21人減)の順となっている。

図表3 在留外国人の在留資格別人数(沖縄県)



(備考) 特定技能は2019年4月に創設。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(特定技能の在留外国人)

政府は2019年4月から、国内人材を確保することが難しい状況にある産業分野において、一定の専門性や技能をもつ外国人労働者の受け入れを行う目的で、新たな在留資格である「特定技能」を創設した。現在、対象となる分野は農業や建設、介護、宿泊、外食業など12分野である（制定時は14分野であったが、2022年4月に製造3分野が統合され12分野となった）。

従来の「技能実習」は、日本で学んだ技術や能力を母国に帰って伝えることを目的にしており、国際貢献のための制度として設けられたものであるが、「特定技能」の場合は、上述のとおり外国人労働力により、人手不足を解消することが目的となっている点で大きく異なる。

これまで外国人労働者の在留資格は、基本的に専門職に限られていたことから、飲食料品の製造業や農業、建設業、外食業などの分野での働き手としては、技能実習生や資格外活動でアルバイトをする留学生に頼ってきた経緯がある。しかし実習という名目のため、転職も認められないほか、低賃金や長時間労働など待遇の悪さも大きく問題視されてきた。そこで労働力の確保の目的である「特定技能」では待遇面の改善が図られた。

「特定技能」は2種類あり、特定技能1号においては、最長5年間働くことができるほか、日本人と同等額以上の報酬があり、転職も同じ業種内であれば保障されることに加え、外部団体による外国人労働者の生活・定着支援を受けられる。特定技能2号においては、一定の技術水準を満たすことで、在留期間を更新する限り上限なく在留でき、家族の帯同も認められることになる。現在は2号の対象は一部の分野に限られているが、今後拡大される方針が発表されている。

「特定技能」の在留外国人の資格を取得するためには、3年間の技能実習を終了するか、日本語検定と業種ごとの技能評価試験に合格することが条件とされているが、当初は試験実施のための体制が不十分であったことや、新型コロナウイルスの感染拡大による入国規制等が影響したことで、当該資格を得る外国人は当初の想定を下回っていた。しかしコロナ禍において、技能実習終了後に帰国できない人が在留資格を特定技能に切り替えて日本に残るケースが増加したほか、試験制度の整備や関連各所で特定技能制度の理解が進んだことで活用が広がった結果、22年6月末の実績は全国で8万7,471人となり、前年同月末（2万9,144人）から大きく増加している。またそのうち76.0%が技能実習生からの受け入れであり、該当試験を受験した外国人は23.5%、その他のルートが0.5%となっている。

本県における特定技能の外国人についても同様に、制度創設から1年が経過した20年3月末は66人であったが、21年6月末は248人、22年6月末には689人となり急速な伸びを見せている（**図表4**）。全国の特定技能に占める割合は0.8%となっている。

特定技能の外国人を業種でみると「飲食料品製造業」が200人で最も多く、全体の29.0%を占めている。次いで「農業」が176人（同25.5%）で、この2つの業種で全体の54.5%と過半数を占めている。その次に多いのが「介護」の135人（同19.6%）、「建設」の76人（同11.0%）、「ビルクリーニング」及び「外食」がそれぞれ39人（同5.7%）、などとなっている。国籍別でみるとインドネシアが253人と最も多く、次いでベトナムが（245人）、ネパール（51人）、ミャンマー（46人）、カンボジア（35人）、フィリピン（33人）などとなっており、この6か国で全体の96.2%を占めている。また、特定技能へのルートとしては全体689人のうち、技能実習ルートが425人、試験ルートが257人で、61.6%が技能実習生からの受け入れとなっている。

図表4 特定技能の在留外国人数（沖縄県）

（単位：人、％）

		【 2021年6月末 】										
		人数	構成比	上位国・地域			試験・技能実習ルート別					
				1位	2位	3位	試験	技能実習	その他			
全分野		248	100.0	インドネシア	85	ベトナム	80	カンボジア	29	62	186	0
1. 介護		33	13.3	ベトナム	12	フィリピン	11	ネパール	6	33	-	-
2. ビルクリーニング		8	3.2	インドネシア	5	ベトナム	3	-	-	5	3	-
3. 素形材産業		2	0.8	ベトナム	2	-	-	-	-	-	2	-
4. 産業機械製造業												
5. 電気・電子情報関連産業												
6. 建設		16	6.5	ベトナム	11	中国	4	カンボジア	1	1	15	-
7. 造船・船用工業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 自動車整備		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 航空		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10. 宿泊		4	1.6	ミャンマー	2	※1	-	-	-	4	-	-
11. 農業		73	29.4	ベトナム	27	カンボジア	25	インドネシア	19	4	69	-
12. 漁業		1	0.4	インドネシア	1	-	-	-	-	-	1	-
13. 飲食料品製造業		96	38.7	インドネシア	58	ベトナム	21	ミャンマー	13	2	94	-
14. 外食		13	5.2	ネパール	6	フィリピン	3	※2	-	13	-	-
		【 2022年6月末 】										
		人数	構成比	上位国・地域			試験・技能実習ルート別					
				1位	2位	3位	試験	技能実習	その他			
全分野		689	100.0	インドネシア	253	ベトナム	245	ネパール	51	257	425	7
1. 介護		135	19.6	インドネシア	45	ネパール	31	ベトナム	30	132	2	1
2. ビルクリーニング		39	5.7	ベトナム	16	カンボジア	11	インドネシア	5	11	28	-
3. 素形材産業		3	5.7	ベトナム	2	インドネシア	1	-	-	-	3	-
産業機械製造業												
電気・電子情報関連産業												
4. 建設		76	11.0	ベトナム	53	フィリピン	9	中国	4	-	70	6
5. 造船・船用工業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6. 自動車整備		14	2.0	ベトナム	10	フィリピン	2	※3	-	1	13	-
7. 航空		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 宿泊		5	0.7	ミャンマー	2	※4	2	-	-	5	-	-
9. 農業		176	25.5	インドネシア	74	ベトナム	64	カンボジア	22	54	122	-
10. 漁業		2	0.3	インドネシア	2	-	-	-	-	-	2	-
11. 飲食料品製造業		200	29.0	インドネシア	116	ベトナム	54	ミャンマー	28	15	185	-
12. 外食		39	5.7	ベトナム	15	ネパール	12	※5	3	39	-	-

（備考）※1はネパール、キルギスが各1人、※2は台湾、マレーシアが各1人、※3はインドネシア、ネパールが各1人、

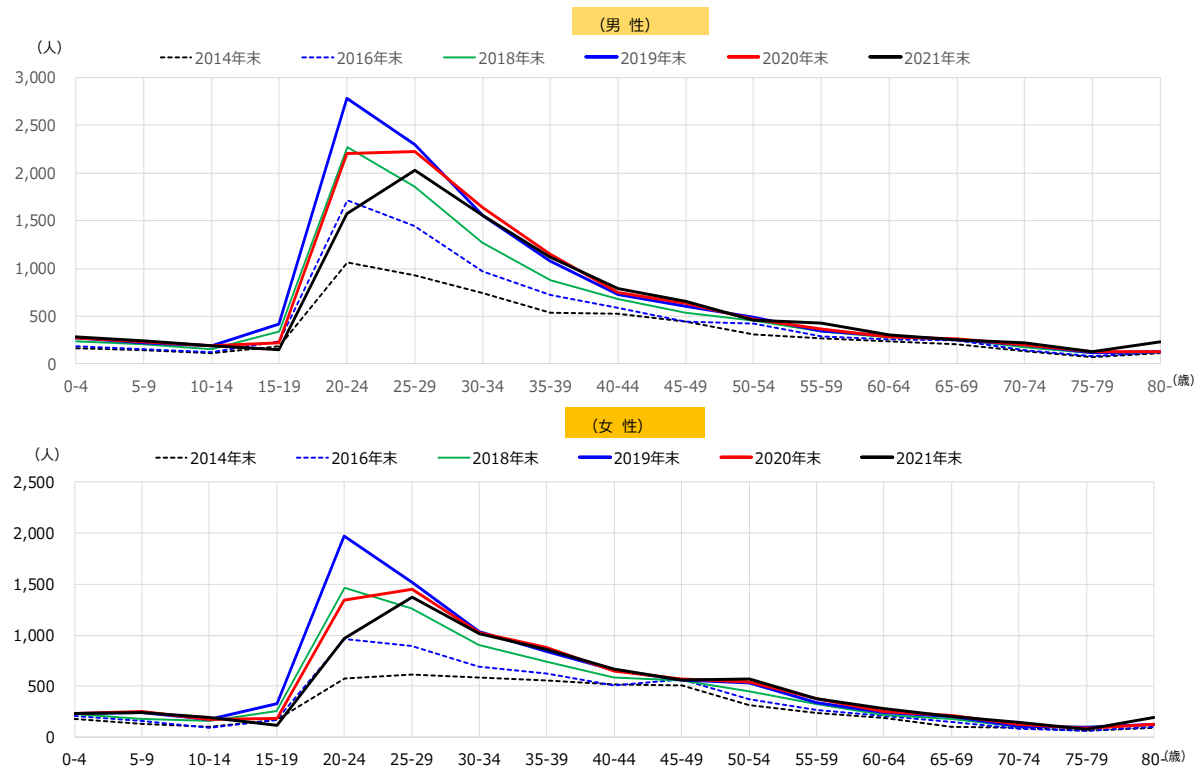
※4は韓国、ベトナム、キルギスが各1人、※5はインドネシア、台湾、フィリピンが各3人。

（資料）出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」

4. 年齢・男女別の在留外国人

本県の在留外国人について年齢・男女別の人数をみると、2019 年末において男性、女性とも最も多かった 20～24 歳が 20 年以降は大きく減少している(図表 5)。

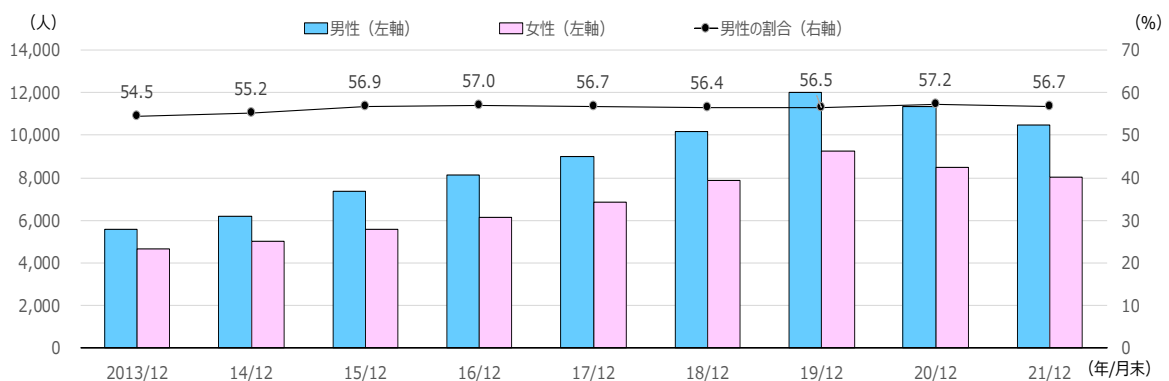
図表 5 在留外国人の年齢・男女別人数(沖縄県)



(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

21 年 12 月末は 20～24 歳の男性が 1,575 人で、前年末比で 631 人減となった。20～24 歳の女性は 963 人で同 382 人減となった。男女計では 1,013 人減となり、全年齢階級での減少数(1,304 人減)の 77.7%を占めており、コロナ禍での減少はほとんどが 20～24 歳の層に集中したことになる。この結果、21 年 12 月末においては男女とも 25～29 歳が 5 歳年齢階級別で最も多い人数となっている。20～24 歳の年齢階級では在留資格でみると「留学」や「技能実習」、「技術・人文知識・国際業務」が多く、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国制限が大きく影響したものとみられる。21 年 12 月末の男女別の人数では、男性が 1 万 505 人で前年末比 848 人減、女性が 8,030 人で同 456 人減となっている。男性の割合は 56.7%となり、2015 年以降同水準で推移している(図表 6)。

図表 6 在留外国人の男女別人数(沖縄県)



(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

5. 2022年の在留外国人の動向（22年8月末の推計）

本県の在留外国人は、インバウンドの増加に伴うビジネス拡大への対応や留学生及び技能実習生の受け入れ拡大により高い伸びで推移してきたが、2020年から新型コロナウイルスの感染拡大の影響により減少に転じ、21年12月末は1万8,535人と前年末比1,304人（6.5%減）と減少傾向が続いた。ただ22年に入り、徐々に外国人の入国制限が緩和され、留学生や技能実習生の受け入れの動きが再開している。出入国在留管理庁の「在留外国人統計」では各年6月末と12月末のデータが公表されており、直近の公表データは21年12月末であることから、当研究所では沖縄県の月次の「推計人口」の直近データを用いて22年8月末の在留外国人の人数について試算してみた。この「推計人口」では日本人、外国人別の各月の人口動態が把握できる（図表7）。このように15年以降について「推計人口」の外国人の自然増減、社会増減（県内市町村間の移動は除く）を合わせた人口の増減数をみると、「在留外国人統計」の増減数とほぼ近い数値となっている（図表8）。

図表7 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の動向（沖縄県）

在留外国人統計		(単位：人)							
(年)		2015	16	17	18	19	20	21	22(1-8月)
総数（年末・月末）		12,925	14,285	15,847	18,025	21,220	19,839	18,535	-
増減数		1,696	1,360	1,562	2,178	3,195	▲1,381	▲1,304	-
推計人口									
(年)		2015	16	17	18	19	20	21	22(1-8月)
増減数		1,673	1,294	1,608	2,122	3,080	▲1,177	▲923	2,416
自然増減		29	43	38	66	53	56	83	34
出生		59	77	77	106	97	117	123	68
死亡		30	34	39	40	44	61	40	34
社会増減		1,644	1,251	1,570	2,056	3,027	▲1,233	▲1,006	2,382
転入		4,123	4,292	4,907	6,106	7,553	3,411	2,571	5,210
県外からの転入		3,661	3,750	4,385	5,602	6,874	2,871	2,158	4,952
その他の転入		462	542	522	504	679	540	413	258
転出		2,479	3,041	3,337	4,050	4,526	4,644	3,577	2,828
県外への転出		1,763	2,227	2,524	3,118	3,484	3,197	2,617	2,301
その他の転出		716	814	813	932	1,042	1,447	960	527

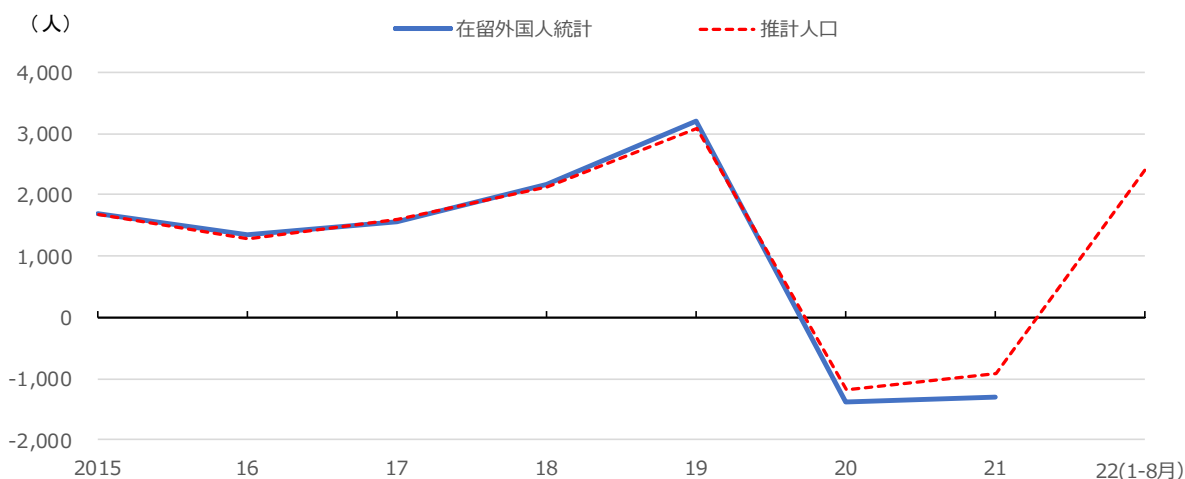
(備考) 「その他の転入」、「その他の転出」は実態調査や出入国在留管理庁からの通知などにより、本人からの届出がなくても

職権によって記載、削除した分などである。社会増減では県内市町村間の転入、転出は除いている。▲はマイナス。

2022年は1～8月の前月比増減数の累計。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

図表8 「在留外国人統計」および「推計人口」でみた在留外国人の増減数（沖縄県）



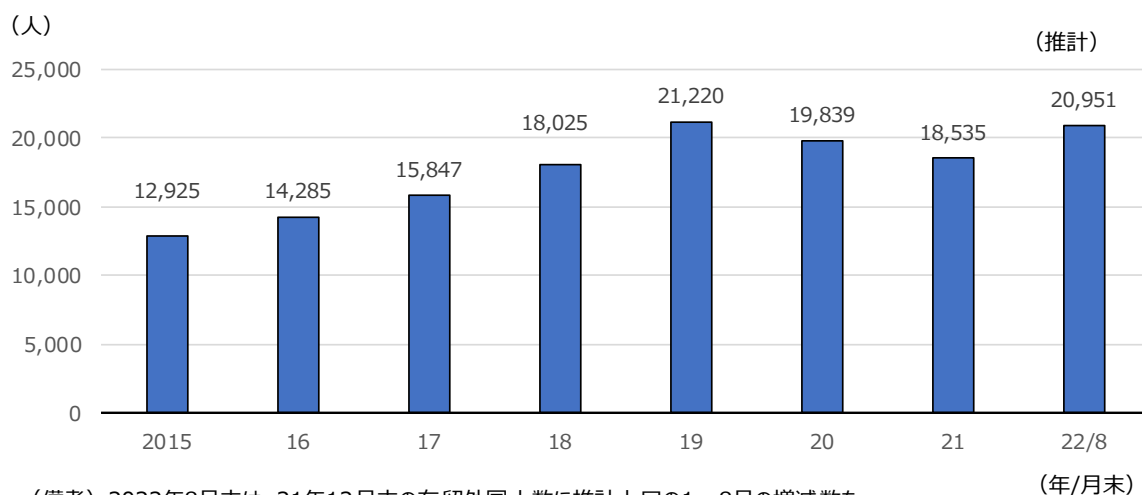
(備考) 2022年は1～8月の前月比増減数の累計。

(資料) 出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

(年,月)

そこで、21年12月末の在留外国人に22年1～8月の「推計人口」の外国人の増減数を加減することにより21年8月末の在留外国人を試算すると、22年8月末の在留外国人は2万951人と推計される。20年末比で2,416人程度増加していると見込まれ、また現在は入国制限も大きく緩和され在留外国人転入の流れが加速しており、22年末にはコロナ前の19年末同水準まで増加することが見込まれる（図表9）。

図表9 在留外国人の2021年末までの推移と22年8月末の推計（沖縄県）



（備考）2022年8月末は、21年12月末の在留外国人数に推計人口の1～8月の増減数を加減して当研究所で推計。

（資料）出入国在留管理庁「在留外国人統計」、沖縄県「推計人口」

6. 本県における在留外国人の国内外の移動状況

在留外国人の本県から国内外への人口移動については、総務省の「住民基本台帳人口移動報告」で把握できる。同統計では国内移動が調査対象となるが、2020年1月分以降の統計では参考として日本人、外国人について国外からの転入者数及び国外への転出者数が公表されている。同統計から本県における在留外国人の移動状況をみると、コロナ禍における20年1月から直近データが得られる22年8月までの国内移動については、「国内（他都道府県）から本県への転入者数」が4,268人、「本県から国内（他都道府県）への転出者数」が4,975人で、707人の転出超（▲707人の転入超）となっている（図表10）。一方、国外移動については、「国外から本県への転入者数」が6,516人、「本県から国外への転出者数」が3,553で、2,963人の転入超となっている。すなわち、本県における在留外国人の減少は本県から他都道府県への転出超によるものである。本県では、日本語学校などを卒業した在留外国人が、卒業後は県外の専門学校に進学や専門分野の在留資格を取得して県外に就職するケースが多く、コロナ前から在留外国人の他都道府県への転出超の傾向が続いていた。

これまで他都道府県への転出超を上回る国外からの転入超により本県の在留外国人は増加していたが、コロナ禍においては、国外からの入国規制の影響で他都道府県への転出超を補えなかったことがわかる。ただ22年に入ってから、各国の出入国制限緩和の動きが加速し、国内の行動制限も解除されたことが反映され、県外や国外への転出した人数が増加している一方で、県内への転入も大きく増加し、2022年は2年ぶりに転入超となり、コロナ禍の在留外国人減少の流れに歯止めがかかったことが見てとれる。

図表 10 在留外国人の対国内外の移動状況（沖縄県）

（単位：人）

	2020年		2021年		2022年	2020年～22年8月		
	1～6月	7～12月	1～6月	7～12月	1～8月	2021年	2022年	
						(年間)	(8月まで)	
本県への転入数	2,005	1,267	1,395	1,005	5,112	10,784	2,400	5,112
国内から本県への転入	978	586	802	546	1,356	4,268	1,348	1,356
国外から本県への転入	1,027	681	593	459	3,756	6,516	1,052	3,756
本県からの転出数	1,906	1,404	1,629	1,331	2,258	8,528	2,960	2,258
本県から国内への転出	966	602	1,197	841	1,369	4,975	2,038	1,369
本県から国外への転出	940	802	432	490	889	3,553	922	889
本県への転入超	99	▲ 137	▲ 234	▲ 326	2,854	2,256	▲ 560	2,854
国内からの転入超	12	▲ 16	▲ 395	▲ 295	▲ 13	▲ 707	▲ 690	▲ 13
国外からの転入超	87	▲ 121	161	▲ 31	2,867	2,963	130	2,867

（備考）▲はマイナス。

（資料）総務省「住民基本台帳人口移動報告」

7. おわりに

新型コロナウイルスは変異しながら存在しているものの、世界各国では経済成長へ向けて舵が切られ様々な経済活動が活発化している。その動きは当県においても同様で、当社で毎月発表している県内景況調査においても、22年春以降は持ち直しの動きがみられ、長らく停滞した状況の変化が明らかである。そのようななか観光サービスを中心に人手不足が課題となっているが、これまで労働力を提供し経済社会を支えてきた在留外国人のコロナ禍における減少も、その要因の一つであると考えられる。これからは国内客に加え国際線の再開によりインバウンド客の増加も見込まれるなか、人材確保の課題は益々深刻になっていくと考えられ、外国人人材の必要性は更に増していくであろう。

本稿で確認したとおり、コロナ禍において県内の在留外国人は大きく減少したが、22年に入り増加傾向で推移しており、人手不足の解消に向け働き手としても活躍が期待される。しかし人材を必要としている国や地域は数多く、外国人材にとっては沖縄以外の選択肢もある。前述のとおり一定期間沖縄に居住した後、進学や就職などより良い待遇や暮らしを求めて国内外に転出する例も少なくない。

外国人の受け入れが促進されるにつれ、県内各地で外国人が地域社会に溶け込めるように様々な取り組みが数多く実施されている。沖縄県『令和2年度沖縄県多文化共生推進調査事業』の在留外国人アンケート調査において、「沖縄にずっと住みたいか」という質問に対して「ずっと住みたい」と回答した割合は75.7%を占めている。その理由としては「住みやすい自然環境・気候」「沖縄が好き」「人が親切・人が好き」が多く、居住環境として魅力を感じていることがわかる。しかし言語や文化・風習が異なることに起因した問題も未だ多く発生している。同アンケートでの「仕事において困っていること」に対しては、「低賃金」のほか「日本語能力が不十分」などが挙げられている。実際に県内日本語学校へのヒアリングでは、多くの外国人学生が卒業後も当県で働きたいと考えているものの、就職活動の時点では企業等の求める語学レベルに満たないことで、就職先がみつからず県外へ転出するケースが多いとの声がきかれた。

今後、多くの分野で特定技能2号の拡大もあると予想され、働きながら自身の技能や能力向上に努め特定技能資格での滞在を目指す外国人も増加すると見込まれるなか、外国人を雇用する側は、日本語学習や日本文化・マナー習得など『育成』する目線を備えた支援が求められる。またコロナ禍に

おいては、在留外国人に対してワクチン接種や給付金の申請等などの情報が迅速に周知できなかったこと等も聞かれ、行政は、住居、医療・福祉など生活基盤の体制整備への支援を継続しながら、企業を含む地域と外国人をつなぐ人材や仕組みづくりを更に積極的に行う必要がある。そして沖縄県民全体が多文化へ興味を持ち理解を深めながら、在留外国人がこれからの沖縄を一緒につくっていく仲間であることを再認識することが、多文化共生社会の実現の第一歩であろう。

（ 調査研究部長 宮国 英理子 ）